

小田原市農業振興計画策定業務 仕様書

1 件名

小田原市農業振興計画策定業務

2 委託期間

契約締結日から令和3年（2021年）2月28日まで

3 目的

本市では農業振興計画を策定するため、平成30年度(2018年度)に基礎調査を行った。本年度は昨年度の基礎調査を踏まえ、将来像、方向性、目標、施策を明らかにした農業振興計画（計画期間：令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度））を取りまとめる。なお、策定する計画は都市農業振興基本法に基づく地方計画としての内容を盛り込むものとする。

4 業務内容

(1) 小田原市農村振興基本計画（現計画）の把握及び評価

小田原市農村振興基本計画（現計画）の把握及び評価を行う。

(2) 国・県の情勢、関係法令・関係計画等の把握

国・県の情勢、関係法令・関係計画等を把握し、発注者と情報を共有する。

(3) 将来像、方向性の検討・作成

小田原市の農業の将来像、方向性を検討し、取りまとめる。

将来像、方向性は、前年度に作成した基礎調査の結果（小田原市の農業の現状と課題）を踏まえ作成する。

(4) 施策体系、施策、具体的な取組の検討・作成

現状、課題、将来像、方向性を踏まえ、施策、具体的な取組を検討し、取りまとめる。

(5) 地区別計画の検討・作成

施策、具体的な取組を踏まえ、地区別の計画を策定する。地区別の計画は、昨年度実施した基礎調査結果に加え、別途市が指定する16地区（旧町村単位）の農業者等から聞き取り等を行い、市内を6地区程度に区分し、現状、課題、地区において重点的に展開する施策等を明らかにする。

(6) 計画の目標の検討

施策、具体的な取組により、本市の農業が目指す目標について、方向性に適した内容と値を検討し、設定する。

(7) 関係者検討会の実施

庁内関係課、農協、県等の関係機関で構成する検討会について4回(予定)開催する。検討会において、課題、計画案等の検討を行う。受託者は協議への参加をするとともに、検討会の進行、資料の説明、議論の取りまとめ等を行うとともに、会議録の作成を行う。

(8) 農業振興計画(案)の策定

基礎調査報告書及び上記等により、農業振興基本計画(案)を策定する。

なお、第5次小田原市総合計画、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、環境基本計画、地域福祉計画、緑の基本計画、観光戦略ビジョン等の関連計画との整合を図り、小田原市の特色や地域特性に応じた内容とする。

(9) パブリックコメントのサポート

市が実施するパブリックコメントに寄せられた意見を踏まえ、計画の修正方を協議する。

(10) 農業振興計画、概要版の策定

パブリックコメントを踏まえ、農業振興計画案を修正し、農業振興計画を策定する。農業振興計画の内容を踏まえ、概要版を作成する。

(11) 打ち合わせ協議

本業務の実施に当たり、業務の適切な遂行を図るため、発注者と受注者は常に密接な連絡を取るとともに必要に応じて打合せ協議し、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、打合せ後は、議事録を作成し、速やかに発注者へ提出するものとする。

(12) 学識経験者・関係団体との協議

上記の業務を行うに当たり、学識経験者、関係団体と3回(予定)協議する。

5 資料等の貸与及び返還

(1) 資料等の貸与

受注者は、業務の遂行に必要な資料等の貸与を発注者に申し出ることができる。

(2) 資料等の返還

受注者は、貸与された資料等の内容を第三者に漏洩してはならず、業務の完了後速や

かに発注者へ返還するものとする。

6 業務管理

- (1) 受注者は、業務遂行に当たり関係法令を遵守し、常に適切な管理を行うものとする。
- (2) 本業務の成果品はすべて発注者に帰属するものとする。
- (3) 受注者は、本業務の遂行に当たり、知り得た内容について、第三者に漏洩してはならない。
- (4) 当該業務の実施に当たって要する費用は、全て受注者の負担とする。

7 成果品

- (1) 受注者は次の成果品について、業務期間内に発注者に納品するものとする。

ア：小田原市農業振興計画（本体）	50部
イ：小田原市農業振興計画（概要版）	100部
ウ：上記（ア）、（イ）を記録した電子媒体（CD-R等）	1式
エ：その他発注者が必要と認めるもの	1式

- (2) 成果品の提出・検査

受注者は、業務が完了した場合は速やかに所定の成果品を発注者へ提出し、検査を受けるものとする。また、受注者は、中間段階における成果品を求められたときは、速やかに発注者へ提出するものとする。

- (3) 成果品の訂正

受注者は、提出した成果品に誤り又は訂正事項があった場合は、業務完了後であっても発注者と協議の上、受注者の負担において速やかに訂正し、発注者へ再提出するものとする。

8 納品場所

小田原市経済部農政課

9 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。